

生駒市公平委員会規則第2号

再就職者による依頼等に係る届出の手續に関する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

再就職者による依頼等に係る届出の手續に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第7項の規定に基づき、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）から同条第7項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた場合の届出の手續を定めるものとする。

(届出の手續)

第2条 法第38条の2第7項の規定による届出は、依頼等を受けた後、遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（別記様式）を公平委員会に提出して行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

生駒市公平委員会委員長 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

ふりがな（ ） 氏 名 ㊟	生年月日（年齢） 年 月 日（ 歳）
所 属	職

2 依頼等をした再就職者の氏名等

ふりがな（ ） 氏 名	依頼等が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

3 依頼等の内容

--

公平委員会記入欄
受理番号